

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月14日

【四半期会計期間】 第148期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 三菱製紙株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Paper Mills Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木邦夫

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

(平成24年7月17日より、本店所在地は東京都千代田区丸の内三丁目4番2号から上記に移転しております。)

【電話番号】 (03)5600-1407(直通)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 首藤正樹

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 (03)5600-1407(直通)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 首藤正樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第147期 第1四半期 連結累計期間	第148期 第1四半期 連結累計期間	第147期
会計期間		自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高	(百万円)	42,028	50,905	194,856
経常利益又は経常損失()	(百万円)	851	420	888
当期純利益又は 四半期純損失()	(百万円)	4,107	313	565
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	4,340	2,185	39
純資産額	(百万円)	47,839	49,956	52,108
総資産額	(百万円)	249,185	283,358	276,305
1株当たり当期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	12.01	0.92	1.65
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	17.9	16.7	17.9

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第147期第1四半期連結累計期間及び第148期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第147期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照下さい。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の当社グループを取り巻く環境は、長期化する円高や国内景気の低迷により、依然として厳しいまま推移いたしました。このような状況下、昨年10月より取り組みを開始した「第1次中期経営計画」に基づく諸施策を実行し、収益基盤強化を図ってまいりました。

紙・パルプ事業につきましては、震災により前期は八戸工場の操業度が低下し販売数量が大きく減少いたしました。その後全面復旧し販売数量・金額は大幅に増加いたしました。

イメージング事業につきましては、写真感光材料では世界的な需要減少傾向のなか拡販に努め、販売数量・金額は増加いたしました。また、インクジェット用紙はアジアへの販売が増加いたしました。国内需要の低迷により、印刷製版材料は主力市場である欧米の景気低迷と円高の影響を受け、それぞれ販売数量・金額は減少いたしました。

機能材事業につきましては、当社の技術力を生かした新規開発商品の市場投入や、昨年10月にKJ特殊紙株式会社を子会社化したことにより販売金額は増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は509億5百万円（前年同四半期比21.1%増）となりました。損益面では、八戸工場の全面復旧による販売数量増加等による増益要因が大きく、連結経常利益は4億2千万円となり、前年同四半期に比べ12億7千2百万円改善いたしました。純利益段階につきましては、3億1千3百万円の連結四半期純損失となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

紙・パルプ事業

主力製品である印刷・情報用紙につきましては、前期は震災による八戸工場の操業度低下により、販売数量が大きく減少いたしました。現在は全面復旧しており、販売数量・金額とも大幅に増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の紙・パルプ事業の売上高は405億2千9百万円となり、前年同四半期に比べ66億1千6百万円増加し、営業利益は3億5千9百万円と、前年同四半期に比べ13億5千1百万円増加いたしました。

イメージング事業

写真感光材料につきましては、世界的な需要減少傾向のなか拡販に努めた結果、販売数量・金額とも増加いたしました。

インクジェット用紙につきましては、アジアへの販売が増加いたしました。国内需要の低迷により販売数量・金額とも減少いたしました。

印刷製版材料につきましては、環境配慮型のCTP（コンピュータ・トゥ・プレート）印刷版を中心に拡販に注力いたしました。主力市場である欧米の景気低迷と円高の影響を補いきれず、販売数量・金額とも減少いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間のイメージング事業の売上高は100億6千6百万円となり、前年同四半期に比べ10億4百万円増加し、営業利益は1億3千2百万円と、前年同四半期に比べ6千6百万円減少いたしました。

機能材事業

機能材料につきましては、自動車エアコン用フィルター、逆浸透膜支持体など、当社の技術力を生かした新規開発商品の立上げが進み、また昨年10月にKJ特殊紙株式会社の子会社になったことにより、販売金額は増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の機能材事業の売上高は33億6千万円となり、前年同四半期に比べ17億3千3百万円増加し、営業利益は8千5百万円と、前年同四半期に比べ1百万円減少いたしました。

その他

その他につきましては、工務関連子会社、倉庫・運送関連子会社の売上高減少等により、当第1四半期連結累計期間の売上高は42億3千5百万円となり、前年同四半期に比べ1億1千2百万円減少し、営業利益は6千5百万円と、前年同四半期に比べ2千1百万円減少いたしました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産は、受取手形及び売掛金、たな卸資産等の増加により前連結会計年度末に比べ70億5千2百万円増加し、2,833億5千8百万円となりました。

負債は、有利子負債の増加等により前連結会計年度末に比べ92億4百万円増加し、2,334億2百万円となりました。

純資産は、その他有価証券評価差額金等の減少により、前連結会計年度末に比べ21億5千1百万円減少し、499億5千6百万円となりました。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ1.2ポイント減少し、16.7%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値を高め、株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「第1次中期経営計画」等を策定し、全社を挙げて取り組んでおり、企業価値を高め、株主の皆様共同の利益を守ってまいります。また、コンプライアンスの徹底や環境貢献施策の取組みを行い、顧客、株主、地域社会その他関係者の皆様からの信頼に応えていく企業を目指してまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に則り、平成19年5月25日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、旧プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

当社は、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会の終結時をもって旧プランが期限を迎えるにあたり、その後の対応につき検討を重ねた結果、平成22年5月24日開催の取締役会において、旧プランに所要の変更を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）継続することを決議し、第145回定時株主総会において、継続について株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員会委員として、従前と同様、片岡義広氏、品川知久氏、竹原相光氏の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成22年5月24日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<http://www.mpm.co.jp/cir/pdf/20100524.pdf>）

イ．本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

ロ．本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)のいずれかの行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で当社株式の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、またはかかる両株主の間に支配関係もしくは協働関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限り）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けが行われる場合には60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとしします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとしします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとしします。

八．本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

二．株主の皆様への影響

(a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は3億3千万円であります。

(5) 従業員数

連結会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数の著しい増減はありません。

提出会社の状況

当第1四半期累計期間において、提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、紙・パルプ事業及び機能材事業の生産実績及び機能材事業の販売実績が著しく増加しております。

その内容等については「(1) 業績の状況」をご覧ください。

(7) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	342,584,332	342,584,332	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	342,584,332	342,584,332	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年5月29日 (注)	-	342,584,332	-	32,756	12,158	7,523

(注) 平成24年5月29日開催の取締役会において、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 535,000	-	-
	（相互保有株式） 普通株式 312,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 340,291,000	340,291	-
単元未満株式	普通株式 1,446,332	-	-
発行済株式総数	342,584,332	-	-
総株主の議決権	-	340,291	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式850株及び兵庫クレール株式会社所有の相互保有株式500株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
（自己保有株式） 三菱製紙株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目4番2号	535,000	-	535,000	0.15
（相互保有株式） 兵庫クレール株式会社	兵庫県神崎郡神河町比 延48番地の1	312,000	-	312,000	0.09
計	-	847,000	-	847,000	0.24

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,306	15,006
受取手形及び売掛金	3 50,121	3 54,413
商品及び製品	28,945	30,775
仕掛品	6,859	6,753
原材料及び貯蔵品	10,297	12,232
その他	7,058	6,279
貸倒引当金	493	527
流動資産合計	116,096	124,934
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	33,763	33,505
機械装置及び運搬具（純額）	66,534	68,364
土地	22,369	22,541
建設仮勘定	3,199	1,893
その他（純額）	3,337	3,468
有形固定資産合計	129,203	129,771
無形固定資産		
その他	461	476
無形固定資産合計	461	476
投資その他の資産		
投資有価証券	24,879	21,704
その他	6,894	7,674
貸倒引当金	1,229	1,202
投資その他の資産合計	30,544	28,175
固定資産合計	160,209	158,424
資産合計	276,305	283,358

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 30,623	3 30,468
短期借入金	87,260	87,812
1年内償還予定の社債	650	650
未払法人税等	316	187
その他	3 25,034	3 19,652
流動負債合計	143,885	138,771
固定負債		
長期借入金	68,573	82,627
退職給付引当金	7,257	7,502
その他	4,481	4,501
固定負債合計	80,312	94,630
負債合計	224,197	233,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,756	32,756
資本剰余金	19,716	7,523
利益剰余金	4,989	6,890
自己株式	137	137
株主資本合計	47,345	47,032
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,949	96
為替換算調整勘定	189	437
その他の包括利益累計額合計	2,138	340
少数株主持分	2,624	2,582
純資産合計	52,108	49,956
負債純資産合計	276,305	283,358

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	42,028	50,905
売上原価	35,587	42,917
売上総利益	6,440	7,988
販売費及び一般管理費	7,101	7,358
営業利益又は営業損失()	661	629
営業外収益		
受取利息	15	16
受取配当金	255	308
その他	349	295
営業外収益合計	620	620
営業外費用		
支払利息	561	628
為替差損	150	132
その他	99	67
営業外費用合計	811	828
経常利益又は経常損失()	851	420
特別利益		
補助金収入	-	133
受取保険金	51	-
その他	6	1
特別利益合計	57	135
特別損失		
固定資産処分損	89	103
災害による損失	3,105	-
投資有価証券評価損	31	4
特別退職金	53	8
移転関連費用	-	43
その他	5	22
特別損失合計	3,284	182
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	4,079	374
法人税等	58	617
少数株主損益調整前四半期純損失()	4,137	243
少数株主利益又は少数株主損失()	29	69
四半期純損失()	4,107	313

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	4,137	243
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	448	2,208
為替換算調整勘定	227	231
持分法適用会社に対する持分相当額	18	35
その他の包括利益合計	202	1,942
四半期包括利益	4,340	2,185
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,271	2,110
少数株主に係る四半期包括利益	68	75

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響額は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)	
従業員(財形住宅資金等)	1,494百万円	従業員(財形住宅資金等)	1,424百万円
フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	986百万円	フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	931百万円
その他 4件	319百万円	その他 4件	285百万円
合計	2,799百万円	合計	2,641百万円

2 債権流動化に伴う遡及義務

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
1,727百万円	977百万円

3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。
 なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	1,568百万円	986百万円
支払手形	558百万円	667百万円
設備関係支払手形	260百万円	980百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	2,761百万円	2,744百万円
負ののれんの償却額	40百万円	51百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

- 1 配当金支払額
該当事項はありません。
- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
- 3 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

- 1 配当金支払額
該当事項はありません。
- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
- 3 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年5月29日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく定款の定めにより、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議され、同日付けで資本準備金のうち12,158百万円をその他資本剰余金に振り替えた後、その他資本剰余金12,193百万円及び別途積立金3,500百万円を繰越利益剰余金の欠損填補に充当いたしました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末において、資本剰余金が7,523百万円、利益剰余金が6,890百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	紙・パルプ 事業	イメージ ング事業	機能材事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	33,153	6,096	971	40,221	1,806	42,028	-	42,028
セグメント間の内部 売上高又は振替高	759	2,965	655	4,381	2,541	6,922	6,922	-
計	33,913	9,062	1,627	44,602	4,348	48,950	6,922	42,028
セグメント利益 又は損失()	992	199	86	705	87	618	42	661

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫・運輸関連業、エンジニアリング業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 42百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 7百万円、セグメント間取引消去 34百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	紙・パルプ 事業	イメージ ング事業	機能材事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	39,482	7,081	2,689	49,253	1,652	50,905	-	50,905
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,047	2,984	670	4,702	2,583	7,286	7,286	-
計	40,529	10,066	3,360	53,956	4,235	58,192	7,286	50,905
セグメント利益	359	132	85	577	65	643	13	629

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫・運輸関連業、エンジニアリング業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 13百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 7百万円、セグメント間取引消去 5百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

報告セグメントについて、前連結会計年度まで「紙・パルプ事業」「I & D事業」及び「その他」の区分によっておりましたが、組織変更に伴いカンパニー制を廃止し、「I & D事業」は「イメージング事業」及び「機能材事業」に区分方法を変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成しており、前第1四半期連結累計期間の「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載しております。

また、会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更による各報告セグメントのセグメント利益に与える影響額は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	12.01円	0.92円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	4,107	313
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	4,107	313
普通株式の期中平均株式数(株)	341,952,408	341,938,189

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

重要な資産の譲渡

当社は、資産の流動化による資産圧縮の一環として、投資有価証券を売却することといたしました。これに伴い、第148期第2四半期連結累計期間において、投資有価証券売却益716百万円を特別利益に計上いたします。

1. 譲渡株式銘柄 日伯紙パルプ資源開発株式会社
2. 譲渡契約締結日 平成24年7月24日
3. 株式譲渡日 平成24年9月(予定)
4. 譲渡株式数 2,833,056株(保有する全ての株式)
5. 譲渡価額 2,124百万円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月14日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 尾 忠 彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 澄 和 也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唐 澤 正 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱製紙株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。